

4月1日からルールが法律に一元化

個人情報保護制度を知っていますか？

総合政策課総務係 ☎(63)2138

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が改正されました。これにより、企業や団体、行政機関などで異なっていた個人情報保護制度のルールが法律の下に一元化され、4月1日から共通のルールによって運用されることとなります。

今回の法改正の内容と併せて、改めて「個人情報保護制度」についてご案内します。

個人情報保護制度とは

「個人情報保護制度」とは、企業や団体、行政機関などによる個人情報*の適正な取り扱いについて定めるとともに、個人の権利利益を保護することを目的とした制度です。

※個人情報

氏名・住所・生年月日などにより特定の個人が識別され得る情報

このようなものが個人情報です。



特定の個人を識別できるもの



個人の身体のデータ



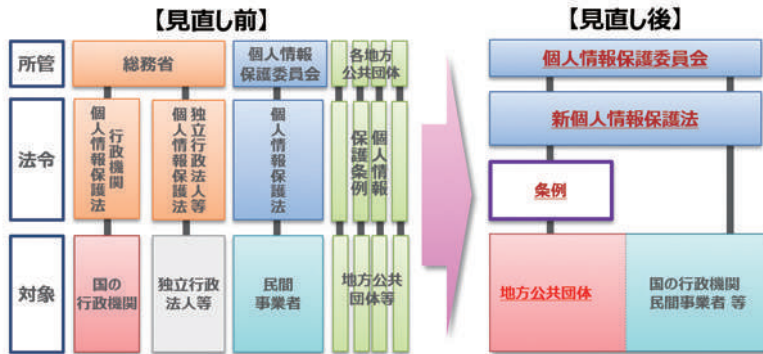
番号：1234567

個人に割り振られる公的な番号

制度が「条例」から「法律」に移ります

市では、これまで「個人情報保護条例」（平成10年9月制定）に基づき、個人情報に関わる収集や請求の受付など、個人情報保護制度の運用を行ってきました。

改正個人情報保護法では必要な事項を市で定めるとされたことから、これまでの「個人情報保護条例」を廃止し、新たに「個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し4月1日から施行します。



◆「鹿沼市個人情報の保護に関する法律施行条例」

改正個人情報保護法の施行に関し、必要な事項を定めています。主な内容は下表のとおりです。

項目	内容	変更点
自己情報開示請求から開示決定までの期限	開示・非開示を決定するまでの期限は、請求日から14日以内としています。	これまでと同じ期限です。
自己情報開示の手数料	開示の手数料は、無料としますが、写しを交付する際は、料金が掛かります。	これまでと変わりません。
個人情報ファイル簿の作成	市が保有する個人情報の種類について「個人情報ファイル簿」にまとめ公表します。	これまでは、個人情報を取り扱う事務について、「個人情報取扱事務登録簿」を作成し、公表していました。 ※実質的には、これまでと変わりません。



新たなルールにおいても、市民の皆さんの個人情報の保護や、その権利の保障に関する考え方に変わりはありません。今後も適切に個人情報保護制度を運用していきます！

原議会議員選挙
はたちの座談会

はたちの座談会

庁舎整備だより
個人情報

予算

古澤育英会

フラッシュ
アイドル

市民のひろば

健康

お知らせ

木版画大賞